

「みんなのためになにかやりたい」

「御殿場をもっとよいまちに」

そんな気持ちを応援します。

御殿場市

市民活動支援事業補助金

「高齢者の居場所をつくりたい」

「里山の自然を未来に伝えていきたい」

「災害に強いまちにしていきたい」

「子育てを支え合う仕組みをつくりたい」

御殿場市は、このように様々な思いを形にしようと「皆のためになる(公益性のある)事業」に取り組むグループを、補助金を通じて支援しています。

あなたの思いを実現する「最初の一步」として、「市民活動支援事業補助金」を活用してみませんか？

あなたのまちづくりに対する思いや、補助金に関する疑問など、まずは市民協働課に御相談ください。

1 補助金額

上限 **3** 万円

(対象経費の100% まで / 事業完了後交付)

2 補助対象事業・団体

- ・団体が自ら企画し市内で実施する「皆のためになる(公益性のある)事業」が対象です。
- ・対象事業や対象団体の条件は、**市HP**を御確認ください。



3 申請方法

- ①まずは市民協働課に御相談ください
- ②交付申請書を作成し、提出してください
⇒市民協働課で審査し、交付の可否を決定します

〔お問い合わせ/御相談〕

御殿場市 市民協働課 (協働推進スタッフ)

住 所: 〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

電 話: 0550-82-4308

メール: kyodo@city.gotemba.lg.jp

随時
募集中

御殿場市市民活動支援事業補助金について

1 事業概要

- ・市民活動団体の取り組みがより多様に、活発になってほしい
 - ・市民活動を始めようと考えている方の「最初の一歩」を後押ししたい
- 御殿場をより住み良いまちにしていくためには、様々な分野で活動する「市民活動団体」の力が必要です。上記の目的を達成することを目指し、市民活動団体が行う「公益性のある事業」に対して3万円を上限として補助金を交付します。※補助金は予算の範囲内において交付します。

2 対象事業

市民活動団体が自ら企画し御殿場市内で実施する事業が対象です。
ただし、以下のような事業は対象外です。

- ①同じ年度に国、地方公共団体、民間団体等からの他の制度による助成を受けている事業
- ②過去に「御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金」の交付を受けている事業
- ③宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする事業

3 対象団体

- ①御殿場市内に活動拠点がある
- ②公益性のある非営利事業に自主的に取り組んでいる
- ③構成メンバーが3人以上

①～③の全ての条件を満たす団体が対象です。

※ただし 1 団体につき 1 回限り で、過去に本補助金を利用した団体は利用できません。

4 補助金額等

事業の実施に要する経費の100%以内の額で**3万円を上限**とします。
ただし、市民活動団体の維持経費その他団体の日常的な運営に関する経費は除きます。

5 補助金利用の流れ

①実施を考えている事業について、市民協働課に相談
(メール、電話、又は市民協働課窓口でお問い合わせください。)

・制度内容、対象となる経費や、これまでの事例など、疑問にお答えします。
・開庁時間(平日 8:30~17:15)の間はいつでも相談をお受けします。

②補助金を受けようとする事業の着手前に、以下の書類を提出

- ・補助金交付申請書(書式あり)
- ・事業計画書
- ・事業収支予算書
- ・参考となる資料(カタログ等)

③交付可否決定通知(市から)

④事業の実施

⑤事業が完了後、完了日から30日 / その年度の3月31日までに以下の書類を提出

- ・補助金精算報告書(書式あり)
- ・事業報告書
- ・事業収支決算書
- ・領収書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類(参考資料等)

⑥補助金額確定通知(市から)

⑦通知を受けた日から10日以内に請求書を提出

⑧補助金の支払い(市から) 【終了】

・補助金は事業完了後の支払いとなります。

